

[平成28年 第2回定例会]-[06月21日-07号]-P. 398

◆50番（織田勝久） 私は、事前に通告した内容について、順番を入れかえて質問いたします。3、2、1、4でいきたいと思います。

最初に、ちょっとお隣の麻生区に越境させていただきまして、新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業に関連してお伺いいたします。南口駅前広場の現状、特にバスロータリーにおいて、交番脇からの乱横断の防止や路線バスの駐車区画升のラインが明示されていない等の課題がございます。南口駅前整備に向けた進捗状況とそのスケジュールについて伺います。

◎まちづくり局長（金子督） 新百合ヶ丘駅南口駅前広場の再整備についての御質問でございますが、初めに、再整備に向けた取り組みについてでございますが、タクシー乗り場側につきましては、利用しやすい身体障害者のための乗降場の確保や、車両動線をわかりやすく区分表示するなどの改善を行うものでございます。また、バスロータリー側につきましては、敷地に制約があるため、バス乗り場や待機所などの再整備は行いませんが、バス乗り場への段差や歩行者の乱横断などの課題があることから、その改善も図ってまいります。現在、これらの施設再整備の基本的な方向性について、交通管理者との協議を進めているところでございます。次に、今後のスケジュールについてでございますが、交通管理者との協議を踏まえ、関係者等へ周知を図り、本年秋ごろをめどに工事に着手してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 秋ごろをめどに工事着手ということでございますので、これはバス事業者の労働組合の皆さんから再三要望をいたしましたテーマで、本当に事故がないうちに早急に対応をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

次に参ります。都市計画道路の整備についてお伺いをいたします。さきの議会質問で鷺沼駅へのバスアプローチの利便性に資する都市計画道路の整備について質疑をいたしました。総合都市交通計画との関連も含めて、その後の対応について伺います。

◎建設総務局長（藤倉茂起） 都市計画道路の整備についての御質問でございますが、鷺沼駅周辺の都市計画道路の整備につきましては、今後見直しが予定されております川崎市総合都市交通計画における交通政策の方向性や、鷺沼駅周辺まちづくりの整備の動向に関連した交通アクセスなどの施策とも連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 御答弁いただきました。今回はこれ以上あえて細かく追及はいたしませんけれども、鷺沼駅周辺まちづくり、この事業との連動について、くれぐれもよろしくお願ひいたしたいと思います。交通アクセスの向上が第一義の事業目的でありますので、その部分の御判断を含めて、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。今後の対応、推移を見守ってまいりたいと思います。

次に、鷺沼駅周辺まちづくり推進事業について伺います。昨年度末に策定された鷺沼駅

周辺土地利用方針案に基づき、交通結節機能の強化に向けた検討、駅周辺土地利用計画の検討などが具体的に行われていると仄聞をいたします。このたび都市再開発の方針案が示され、その中で鷺沼駅周辺地区を2号再開発促進地区として定めるとされたわけあります。これは、将来の鷺沼駅前再整備において、市街地再開発事業を見込んでの準備と理解してよいのか伺います。

◎まちづくり局長（金子督） 都市再開発の方針についての御質問でございますが、鷺沼駅周辺地区及び宮前平駅周辺地区につきましては、昭和40年代に東急電鉄が田園都市線延伸にあわせて実施した土地区画整理事業等により形成された市街地でございますが、開発から50年以上が経過しており、都市機能の更新など課題が顕在化している地区でございます。こうしたことから、東急電鉄を初めとした民間活力を生かして、鷺沼駅周辺の再整備などを戦略的かつ機動的に誘導し、駅前広場や都市機能などの更新に向け、今回の見直しにおいて、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区である2号再開発促進地区に位置づけるものでございます。以上でございます。

◆50番（織田勝久） ただいま改めて御答弁いただきましたけれども、市街地再開発事業を予定するための準備と理解をさせていただきたいと思います。東急電鉄との協議の中で、事業計画の青写真を年度中に策定するスケジュールとなっていると聞いております。事業計画のボリュームについて、公益的な機能を含むことを想定しているということも聞いております。さらに、公共的な機能の導入につきましては、多面的な角度から検討するとの答弁を市長はされているわけであります。公益的な機能とは何か。また、この事業費の総額のあり方を含めた現在の取り組み状況と今後のスケジュールについて、まちづくり局長に伺います。

◎まちづくり局長（金子督） 鷺沼駅周辺まちづくりについての御質問でございますが、鷺沼駅周辺における再整備に向けたこれまでの取り組みにつきましては、現在、昨年度に取りまとめた土地利用方針案に基づき、駅を中心として、地域に求められる機能を踏まえつつ、高齢者や子育て支援等の多様なライフスタイルに対応する公益的機能や駅アクセスの向上、事業手法のあり方などについて検討を行っているところでございます。次に、今後のスケジュールにつきましては、引き続き東急電鉄を初めとした関係者と協議検討を行い、事業化に向けた計画案を取りまとめ、平成29年度に予定する都市計画等の手続につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） この鷺沼駅周辺まちづくり推進事業については、役割分担として、宮前区役所の取り組むべき地域課題への対応ということがあるわけでありますけれども、この地域課題への対応について、現状の取り組みと内容について宮前区長に伺います。

◎宮前区長（野本紀子） 鷺沼駅周辺まちづくり推進事業についての御質問でございますが、宮前区は、若い世代が多いという特徴がある一方、今後、高齢化も着実に進展することが見込まれることから、駅周辺での保育需要への対応や交通環境の向上などの課題があ

るものと認識しております。宮前区といたしましても、今後とも関係局と連携しながら、鷺沼駅周辺の再整備の機会を捉えた駅周辺の魅力づくりや、多様なライフスタイルに対応する公益的機能について検討を行い、多世代にとって利便性の高い、安全なまちづくりに向けて、関係機関や区民の皆様と協働しながら取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆50番（織田勝久） 今、区長から御答弁いただきました。公益的な機能について検討を行うということでございますので、これは期待しておきますけれども、ただ、余り時間がないということも含めてしっかりとお願いをいたしたいと思います。

最後に市長に質問をと思っていたのでありますけれども、今、答弁がどうも整わないというようなことでございまして、担当者が苦慮しておりましたので、今回は要望ということでぜひお願ひいたしたいと思います。ただいまの質疑で、今回の鷺沼駅周辺まちづくり推進事業での整備手法については、市街地再開発事業も具体的に視野に入ると、そのような認識が示されたわけであります。まちづくり局の取り組みはこの間着々と進んでおりまして、高く評価をしておきたいと考えております。また、さらに質疑の中でこの事業において、駅を中心として高齢者や子育て支援等の多様なライフスタイルに対応する公益的機能や駅アクセスの向上など、地域に求められる機能を踏まえ、事業化に向けた計画案を取りまとめるに、このような認識が今まちづくり局長と宮前区長双方からあったわけであります。まちづくり局も宮前区役所も、公益的な機能をどのように付加していくのかという問題認識を改めて示していただいたと理解をいたします。ただ、この公益的機能でありますけれども、行政サイドの主体的な問題意識ということでありますと、公共的機能との意味づけと重なる部分が多いと私は理解するところであります。今申し上げましたけれども、事業計画の全体像、ボリュームの確定が年内にもなされるというスケジュールになっていくわけであります。さきにも指摘いたしましたけれども、東急電鉄は公益的な機能を検討していると言っているようでありますし、また、市長におかれても、公共的な機能の導入の必要性について、多面的な角度から検討していくと過去の議会答弁からされているわけであります。仮に市街地再開発事業手法となりますと、本市としても再開発事業の採算性の視点ということがどうしても出てまいりますから、保留床の処分金でありますとか、公共施設管理者負担金等の予算化の検討、そういうことも入ってくるんだろうと思います。逆にこれが見えませんと、事業計画の全体像、ボリュームも決めようがない。逆に言えば、事業費の総額が確定されていない現在の、まさに今のタイミングでしか事業のボリュームの議論はできないと、そのような時間軸の中で強く感じるわけであります。

そこで、あえて御提案をということでありますけれども、多様なライフスタイルに対応する公益的な機能として、区役所機能の全部または一部をこのまちづくり推進事業に位置づけるということができないのか、そういうことを提案させていただきたいと思います。例えば、乳幼児の健診機能や子育て支援相談窓口、さらに高齢者、障害者の相談窓口、そして、さらには生涯学習支援に資する市民館機能などを駅周辺に機能整備することで、この再整備事業の公益性はますます高まることと考えます。また、改めて指摘するまでもございませんが、区役所への交通アクセス困難な課題、これは本当に長年のテーマでありますけれども、残念ながら区役所としていまだ何の取り組み実績もないわけであります。解

決のヒントがあればと思いまして、30年前の高津区からの分区の際、どのような経緯で区役所の位置が決定されたのかいろいろと調べてみましたけれども、文献も資料も発見できず、残念ながら不明のままあります。ただ、ちなみに現在の宮前区の高齢化率は、これは平成27年4月1日でありますけれども、18.5%であります。分区当時の昭和57年10月、この時点での高齢化が一体幾つだったかということを改めて見ますと、分区当時、何と高齢化率が3.77%ということですから、人口は既に1.5倍、世帯数は2倍となりましたけれども、とにかく圧倒的に若い時代、若いまちでありましたから、交通アクセスということを余りその当時真剣に考えられなかつたんだろうと。まさか区役所の位置アクセスが将来深刻な課題になるというような認識は、多分33年前になかつたのかなということを改めて感じるわけであります。

今回の鷺沼駅周辺まちづくり推進事業は、鷺沼駅へ区内全域からの交通アクセスの改善も図られるということもあるわけですから、市民生活の利便性の向上とあわせて、子育て世代を初めとする若年世代の流入、また、多世代の交流を促す効果も大変大きいと期待しているわけであります。また、区役所機能を駅に持ってくるということで、駅への集客力を高めることができるでしょうし、当然、電車やバスの利用者の増員を見込むということで、東急電鉄にとっても事業効果の恩恵というものが期待できるのではないかとまた考えるわけであります。この事業は、田園都市線開通50年ぶりの大事業、これから宮前区の区民のライフスタイルに大きくかかわる事業とも認識をいたしております。今回は答弁が整わないということでありましたので要望とさせていただきますけれども、公益的・公共的機能として、区役所機能の全部または一部をこの鷺沼駅周辺まちづくり推進事業に何らか位置づけていただくことを市長に強くお願ひしておきたいと思います。また、これは市長の実績ともなるわけでありますし、どうぞ宮前区の生活スタイルというものを——当然よく御存じかと思いますが、そこを御判断いただいて、どうぞ御検討いただければと思います。これにつきましては次期定例会でまた対応についてしっかりと伺ってまいりたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、重度障害者医療費助成制度に関連してお伺いをいたします。これは、重度障害者が医療機関等で受診されたときの保険医療費の自己負担額を本市が助成する制度であります。制度の利用については、国の医療保険制度の優先使用を定めているわけでありますが、先日、劇症肝炎で生体肝移植を受けた方から御相談をいただきました。ちなみに、この方は療育手帳のB1と精神障害者保健福祉手帳の1級を持っておられるということでありました。神奈川県指定難病医療費助成制度の資格者は、この重度障害者医療費助成制度との併用は可能であると認識しております。そこで伺います。本市の財政難などを理由に、当事者もしくは家族に対して、この重度障害者医療費助成制度の利用の抑制について、区の窓口などで指導を行っている事実はあるのか伺います。また、併用していく上での課題があれば伺います。

◎健康福祉局長（成田哲夫） 重度障害者医療費助成関係の御質問でございますが、初めに、重度障害者医療費助成制度につきましては、川崎市重度障害者医療費助成条例に基づき本市が主体となって実施している制度でございまして、重度障害者の保険医療費について、他の公費負担制度を御利用の上で、残る自己負担分の全額を助成する制度でございま

す。また、神奈川県指定難病医療費助成制度につきましては、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき神奈川県が主体となって実施している制度でございまして、指定難病の医療に係る保険医療費について、3割の自己負担分のうち1割を助成する制度でございます。これまで指定難病医療費助成制度などの他の公費医療と重度障害者医療費助成制度を併用する場合は、神奈川県内の病院等であっても重度障害者医療費助成制度の医療証を使用することができないため、区役所において払い戻し請求の必要が生ずるとの課題がございましたが、平成28年3月以降は請求先が統一されたことにより、病院等の窓口での一部負担金のお支払いが不要となったところでございます。本市におきましては、引き続き市民の方々に対し、制度の趣旨や病院等における手続について、区役所窓口において丁寧に御説明してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆50番（織田勝久）　  いずれにしても窓口で職員の皆さんもいろいろお忙しいこととは思いますけれども、丁寧な対応をお願いいたしたいと思います。ただ、今答弁いただきましたが、この2種類の受給者証を医療の窓口に示せば、払い戻しの請求をする必要がこの3月からなくなったんですね。病院窓口の一部負担金の支払いが不要になったということでありますが、これにつきましては、川崎市の担当者の皆さんもお隣の横浜市とも連携しながら、しっかりとこの制度設計の部分、改善に向けて頑張っていただいたと。そういうことについては感謝を申し上げて、しっかりと評価をさせていただきたいと思います。

次に、神奈川県特定疾患医療給付制度について、その手続のあり方について伺いたいと思います。受給者証に6ヶ月ごとの更新手続が義務づけられております。更新手続といつても、新規の手續と全く同じ内容でありまして、大変煩雑であります。書類を整える手間暇だけでなく、臨床調査個人票という、これは医師の診断書でありますけれども、その診断書を入手する手間暇、また費用も一般的には5,000円程度ということで、これは本人と家族に大きな負担になっています。特に、本人が手續ができない障害等をお持ちの場合、この方は、先ほど申し上げましたけれども、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を持っている方でありますので、なおさらであるということであります。対象となる疾患によっては1年更新ということなんですが、更新期間の見直しは検討できないのか。さらに、更新期間が明確でないため、場合によっては区の窓口で一連の書類の受理がされず、出し直しを求められたとも訴えておられましたけれども、このような事実を確認しているのか。また、窓口における課題はあるのか、認識について健康福祉局長に伺います。

◎健康福祉局長（成田哲夫）　  神奈川県特定疾患医療給付制度についての御質問でございますが、更新期間につきましては、対象疾患のうち、劇症肝炎は、他の疾患と異なり非常に重篤で急激な症状経過を示すことから、厚生労働省の通知、特定疾患治療研究事業の実務上の取扱いに基づき、原則として6ヶ月と定められているところでございます。今後につきましても、区と連携し、改めて職員に対して本制度の周知徹底を図り、問い合わせに対して丁寧に御案内を行うよう努めてまいります。以上でございます。

◆50番（織田勝久）　  これにつきましても、今答弁をいただきましたように窓口での対応ですね。本当に担当の皆さんお忙しいということもよくわかっておりますけれども、丁寧

な対応をお願いしておきたいと思います。終わります。